

1 外部監査の概要

1.1 外部監査の種類

地方自治法(以下「地自法」という。)第 252 条の 37 第 1 項の規定に基づく包括外部監査

1.2 選定した特定の事件 (監査テーマ)

1.2.1 特定の事件(監査テーマ)

消防事業に関する財務事務の執行について

1.2.2 特定の事件(監査テーマ)を選定した理由

北海道の西部に広がる石狩平野の南西部に位置する札幌市(以下「市」という。)は、市制施行時は 12 万人余りであったが、この 100 年の間に、190 万人を超える人口を擁する大都市に成長し、行政、経済、文化などのあらゆる分野で日本における北の中核都市としての役割を果たしている。また、年々都市化が進展し、都市部における中高層建造物の増加や地下施設等の拡大、周辺部においては団地、住宅地などの整備が進むなど、都市の様相は日ごとに変化している状況にある。

(出典：札幌市消防局発行 2021 消防年報)

市の令和 3 年度予算における消防費は、5,150 百万円(前年度 4,991 百万円から 3.2%増)で、一般会計 1 兆 1,140 億円(前年度 1 兆 295 億円から 8.2%増)となっている。(出典：札幌市令和 3 年度各会計予算総括表)一般会計のわずか 0.46%であり、大規模なものではない。しかしながら、近年多発している大規模災害時の消防活動の重要性から、札幌市包括外部監査において、消防局(以下「局」という。)を初めて監査テーマとして取り上げることとした。

1.3 外部監査の方法

1.3.1 監査の要点

(1) 消防体制が市の人口や面積等に対して適切に構築されているか。

- (2) 施設や備品等の整備、運営管理が適切に行われているか。
- (3) 消防事業の財務事務が法令及び規程等に従って適切に行われているか。
- (4) 消防事業に係る契約事務は、法令及び規程等に従って適切に行われているか。
また、締結された契約は経済的なものとなっているか。
- (5) 消防事業に対し、適切に検証、的確な評価をされているか。
- (6) 計画における目標を実現するための今後の課題について適切に把握され、対応策が検討されているか。

1.3.2 監査手続

(1) ヒアリング

消防事業の状況等に関する関連部署の責任者及び担当者に対するヒアリング

(2) 資料・文書の閲覧

消防事業に関する計画、条例、決裁文書等の閲覧

(3) 運用現場の視察

監査対象とした消防局保有資産の現場視察

1.3.3 監査の対象

(1) 監査の対象部局

- ア. 消防局 総務部
- イ. 消防局 消防学校
- ウ. 消防局 予防部
- エ. 消防局 警防部
- オ. 消防局 救急担当部
- カ. 各消防署（中央、北、東、白石、厚別、豊平、清田、南、西、手稲）
- キ. 公益財団法人 札幌市防災協会

(2) 監査対象期間

原則として令和2年度の執行分をベースとし、必要に応じその前後期間を追加した。

1.3.4 外部監査の実施期間

令和3年6月17日から令和4年3月11日まで

1.3.5 外部監査人及び補助者の氏名及び主な資格等

外部監査人	浅利 昌克	公認会計士
補助者	石若 保志	公認会計士
同	天羽 浩	公認会計士
同	佐々木大祐	公認会計士
同	石井 俊春	弁護士
同	千崎 史晴	弁護士

1.3.6 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地自法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

1.3.7 監査結果(指摘)及び意見について

本報告書では、監査の結果(指摘)に添えて意見を記載している。結果(指摘)は、合規性の観点から当然に是正を求める事項である。また、市の厳しい財政状況に鑑み、地自法第2条第14項の趣旨を厳格に解し、経済性、効率性及び有効性の観点から強く対応を求める事項については結果(指摘)としている事項もある。

他方、意見は、結果(指摘)には該当しないが、組織及び行政運営の合理化に資するため、是正・改善に向けた検討を求める事項である。

報告書中の表の合計は、端数処理の関係で、総数と内訳の合計が一致しない場合がある。